

令和6年度消費者庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

重点的な取組

指針を踏まえて特に改善に取り組む事項

一者応札改善のため、これまで実施していたアンケート調査を継続する。ただし、回答率が低いことを踏まえ、一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に、なぜ応札しなかったのか、主な要因は何か、当方がどのような点に気をつけていれば応札する可能性があったのか等のヒアリングを実施する。なお、ヒアリング事項を契約係で作成し、一者応札となった案件の担当課に渡してヒアリングの指示をし、当該調達案件の担当者自身がヒアリングを実施する。

アンケート調査については、一般競争入札に付した案件において 21 件の回答があった。

また、不落随契を含む一者応札案件については、落札決定後速やかに契約担当から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応札案件 22 件中 15 件についてヒアリングを実施した。

ヒアリングに対する回答では、自社業務と乖離していたとするものが 15 者と最も多く、次いで、人員や体制の確保が困難とするものが 12 者であった。（複数回答可）。

随意契約の見直し

消耗品等の定期・不定期購入物品については、オープンカウンター方式を導入し実施する。

オープンカウンター方式による調達件数は、昨年度の 14 件から 7 件減少し、7 件となった。

内容に関しては、調達 1 件につき平均 2.9 者から見積書の提出があったが、その中で今まで消費者庁に入札等をしたことのない新規の事業者はなかった。

共通的な取組

調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組の検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については一覧表を作成しその要因を分析する。

競争契約案件は 115 件、1,232 百万円（前年度 124 件、1,407 百万円）であり、件数で 9 件の減、金額で 175 百万円の減となっている。前年度と比べ件数、金額とも減少している。

競争契約案件のうち、一者応札によるものは 22 件、429 百万円（前年度、41 件、664 百万円）であり、件数で 19 件の減、金額で 235 百万円の減となっている。

調達経費別に見ると、

- ・情報システムは、6 件中 2 件、304 百万円（前年度 11 件中 5 件、301 百万円）であり、件数で 3 件の減、金額で 3 百万円の増、
- ・調査研究は、35 件中 9 件、73 百万円（前年度 45 件中 15 件、186 百万円）であり、件数で 6 件、金額で 113 百万円の減、
- ・会議開催等業務は、17 件中 0 件（前年度 15 件中 3 件、25 百万円）であり、件数、金額ともに皆減、
- ・印刷製本は、3 件中 0 件（前年度 1 件中 1 件、8 百万円）、件数、金額ともに皆減、
- ・その他の経費は 52 件中 11 件、53 百万円（前年度 50 件中 12 件、148 百万円）であり、件数で 1 件、金額で 95 百万円の減、となっている。

前年度一者応札案件から今年度複数者応札となった件数は 8 件、前年度複数者応札から今年度一者応札となった件数は 4 件であった。

また、入札等監視委員会を令和 6 年 7 月、令和 7 年 1 月に開催し、審査案件 14 件中 5 件が一者応札案件となっている。

調達事務のデジタル化の推進

調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行う。また、ポスター掲示及びリーフレットを配布するほか、紙入札を希望する者は理由書を提出する旨を入札説明書に記載することとし、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行う。

電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は 100%（前年度 100%）であり、電子応札件数 100 件、電子応札率 87.7%（前年度 93 件、電子応札率 75%）であった。

また、電子調達システムを利用した契約手続は 35 件であった。前年度の 22 件から 13 件増加となり、電子調達システムの利用については、事業者の利便性の向上を図ることができた。